

# 総合計画策定作業中間報告

2004（平成16）年4月

川崎市

## 【 目 次 】

はじめに	.....	1
1 新たな総合計画の策定にあたって	.....	3
(1) 社会経済環境の変化	.....	3
(2) 環境変化への対応の必要性	.....	5
(3) 分権の時代における市民と行政の役割	.....	5
(4) 川崎の足跡とこれからの歩み	.....	6
2 市民と行政が力を合わせて取り組むまちづくりの基本目標について	.....	8
(1) 川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する	.....	8
(2) 協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる	.....	8
(3) 自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる	.....	9
3 基本目標を実現するための政策に反映すべき基本的視点について	.....	10
(1) 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める	.....	10
(2) 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす	.....	10
(3) 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する	.....	11
(4) 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する	.....	11
4 基本政策の枠組みについて	.....	12
(安全で快適に暮らすまちづくり)		
(幸せな暮らしを共に支えるまちづくり)		
(人を育て心を育むまちづくり)		
(環境を守り自然と調和したまちづくり)		
(活力にあふれ躍動するまちづくり)		
(地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくり)		
5 基本政策の実現に向けて	.....	18
(新たな時代を切り拓く川崎再生に向けた行財政システムの再構築)		
(地域経営、自治体経営の観点からの取組)		
[資料]		
1 中間報告における基本目標と基本政策の関係図	.....	19
2 新たな総合計画策定スケジュール	.....	21
3 新たな総合計画策定の考え方	.....	23
4 現行総合計画と新たな総合計画の構造・構成の比較	.....	25
5 川崎市総合計画策定検討委員会検討経過	.....	27
6 川崎市総合計画市民会議検討経過	.....	29
7 総合計画策定庁内体制検討経過	.....	31

## はじめに

本市では、現行の総合計画の策定から10年余が経過し、この間、少子高齢化に伴う人口構造の変化、低成長経済、国・地方を通じた厳しい財政環境、ITの急速な進展、地方分権改革など社会を取り巻く環境や構造は大きく変化しています。本市においても、こうした社会経済の動向や変化に的確に対応したまちづくり、地域経営に市民とともに取り組んでいくことが強く求められています。

そのためには、今までに私たちが経験したことのない、本格的な少子高齢化や人口減少等によって生じるさまざまな社会現象や、急速な環境変化を見据え、これからの川崎のめざすべき方向とそのためを着実な取組内容を明らかにしていくことによって、魅力ある都市として川崎の再生を図り、活力とうるおいのある市民都市を確かなものとしていくことが必要です。

こうしたことから、新たな総合計画の策定にあたっては、「地域経営の視点」、「重点的、戦略的な取組」、「市民の実感」、「幅広い参加と議論」という4つの視点を重視するとともに、具体性と現実性のある計画とするため、10か年程度の「基本構想」と3か年の「実行計画」及び「重点戦略プラン」を策定することとしているものです。

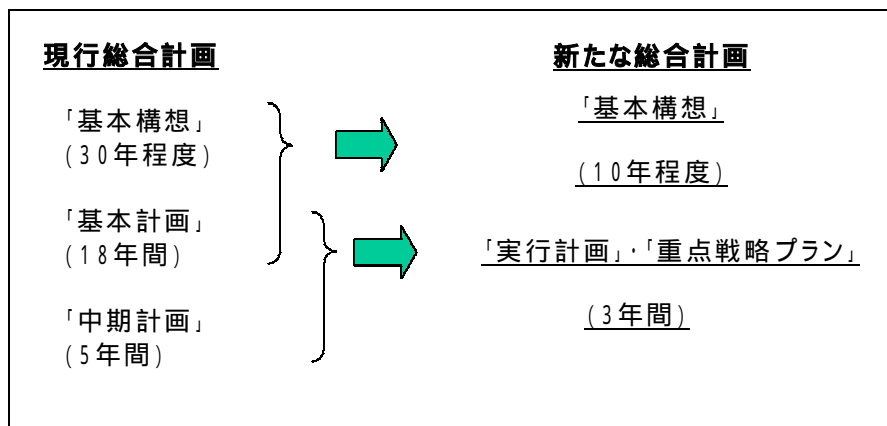
計画策定に向けましては、学識経験者及び有識者で構成される川崎市総合計画策定検討委員会や公募市民で構成される川崎市総合計画市民会議において精力的にご議論いただくとともに、タウンミーティング等においても多くの市民の方々からさまざまなご意見をいただいております。

この「中間報告」は、こうした議論や庁内における策定検討作業を踏まえ、現時点において、まちづくりの基本目標や政策の基本方向を明らかにする基本構想に盛り込むべきと考えられる基本的な枠組みを示したものです。

今後、この「中間報告」に対するさまざまな観点からのご意見やご提案を幅広く伺うとともに、策定検討委員会及び市民会議においても継続した議論を積み重ねていただき、こうしたご意見やご提案を踏まえて、本年7月末を目途に基本構想の素案をとりまとめていきたいと考えています。

その後、さらに広く市民の方々や市議会のご意見を伺い、11月には基本構想の議案としてとりまとめた上で、議会にお諮りするとともに、基本構想を踏まえた実行計画及び重点戦略プランを、2005（平成17）年3月を目途に策定していきたいと考えています。（資料2「新たな総合計画策定スケジュール」参照）

### 現行総合計画と新たな総合計画との対比

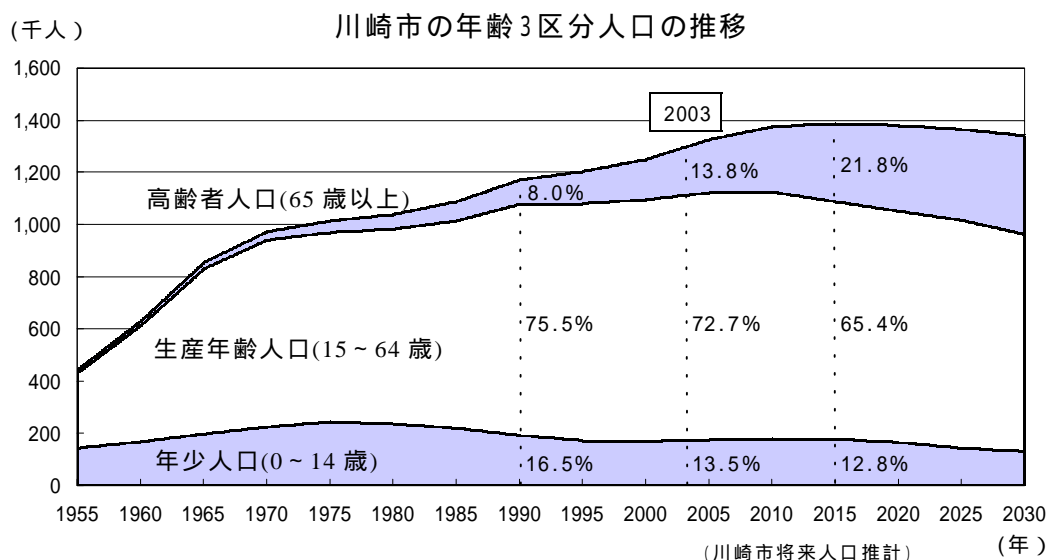


# 1 新たな総合計画の策定にあたって

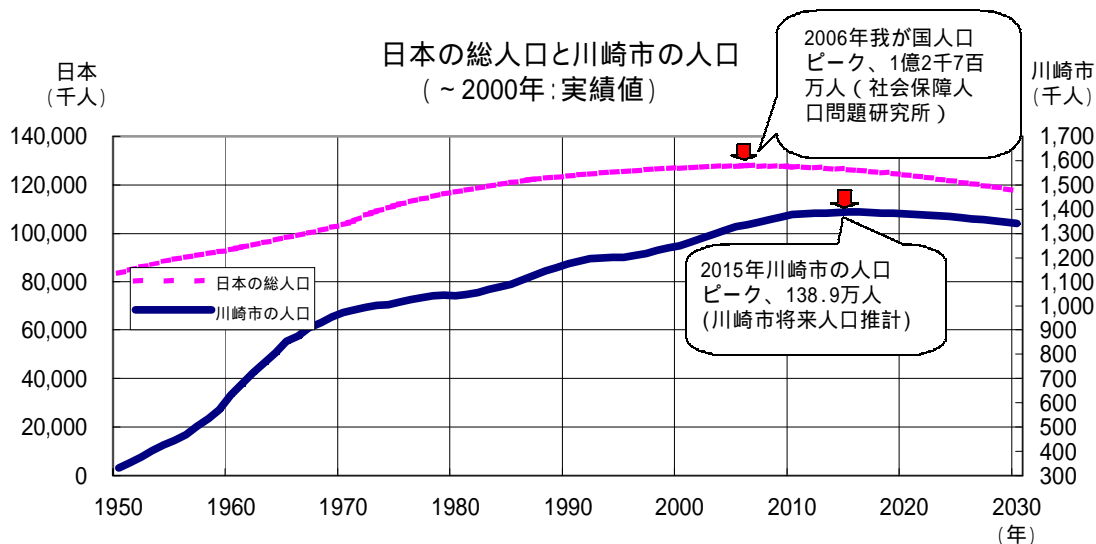
## (1) 社会経済環境の変化

我が国は今、本格的な少子高齢社会に突入しており、これまでの人口の増加やピラミッド型の年齢構成を前提とした諸制度の大きな転換期を迎えています。特に、少子化の進行は、将来の我が国を支える世代の減少を意味することとなり、今の制度のままでは、世代間の役割分担や負担に大きな影響を及ぼすことになります。

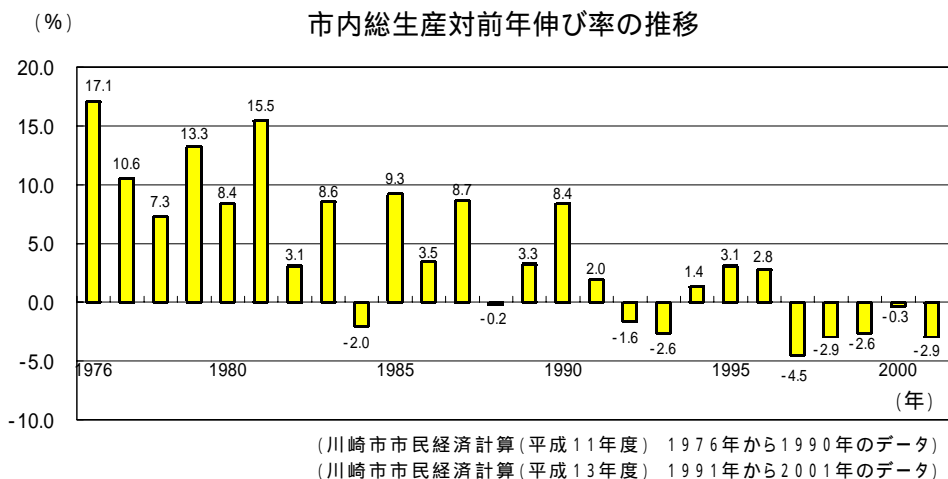
このような現象は川崎でも同様で、例えば、1990（平成2）年には働く世代9.4人で高齢者1人を支えていましたが、2003（平成15）年には5.3人で1人、さらに、2015（平成27）年には3.0人で1人と予測され、高齢化とこれを支える世代減少が急速に進むことが予測されます。



さらに、我が国全体では2006（平成18）年、川崎でも2015（平成27）年を境に人口減少過程に移ることが予測されています。長期的な人口減少は、近代以降、私たちが経験したことがない現象で、これに伴って、今まで進めてきた市民生活を支える社会資本の整備・充実や行政サービス提供のあり方について、根本的な見直しが求められています。



一方で、経済情勢の面では、かつてのような成長経済が終焉し、これに引き続く低成長経済への移行が進んでいます。こうした中で、人々は物質的な豊かさから、質的な充足感を求めるようになり、また、行財政運営の面では、今後は大幅な税収増が望めないことから、将来に過大な負担を残すことのないような取組が必要になっています。



また、企業活動の国際化や生産拠点の海外移転などをはじめとして、経済活動のグローバル化が進み、地球規模でのネットワークが広がる中、私たちの生活は、世界全体の共同体としての営みによって支えられている一方で、こういった環境の中で発生する問題は、広範な影響を及ぼすということをしかりと自覚する必要があります。

## ( 2 ) 環境変化への対応の必要性

こうした大きな環境変化に適切に対応しながら、市民の方々と力を合わせてまちづくりを進めていくためには、何よりもまず、従来からの発想や手法を根本的に切り替えていくことが必要になります。少子高齢化の進行や人口減少過程への移行などにより、今までの発想のままでは社会資本の整備・充実や行政サービスの提供を続けていくことができなくなります。

また、これまでのしくみは、過去におけるその時代の社会情勢の中でつくり上げられた価値観によって受け入れられたものであり、人口の総数や年齢構成が大きく変化し、いわゆる「支える人」と「支えられる人」とのバランスが変わる中、こうしたしくみについて、新たな公平感や社会通念に基づくものかどうかを見直し、少子高齢社会に対応した地域社会の備えをつくり上げていく必要があります。

さらに、発想や手法を根本的に転換しながら、市民の方々が安心や快適を実感できるようなまちづくりを着実に進めるためには、今まで行政が主体的な役割を担ってきた部分について、民間部門や地域の団体などとのパートナーシップを築きながらその機能を委ねていくことや、IT活用を進めることなどによって、多様なサービスニーズに適切に応えていくことなども必要になっています。

## ( 3 ) 分権の時代における市民と行政の役割

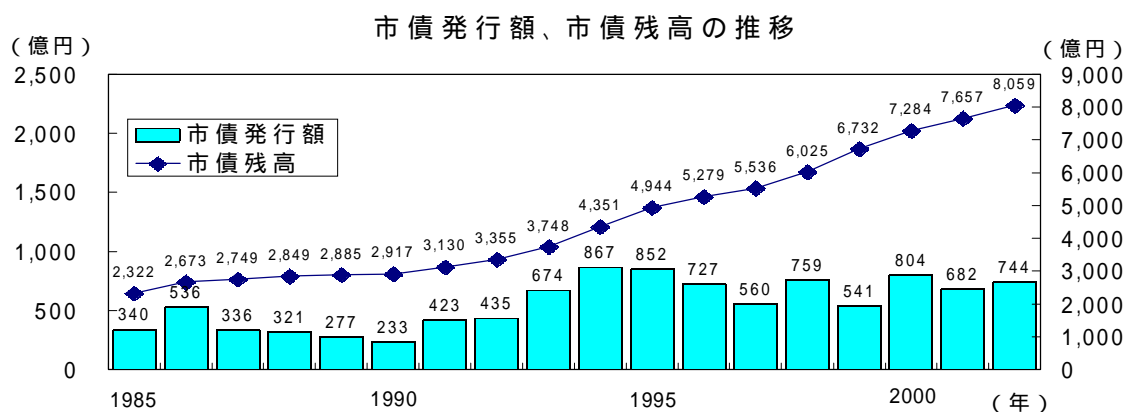
2000(平成12)年に地方分権一括法が施行され、地方への権限移譲を進める地方分権改革が現実のものとして進んでいます。特に、「三位一体の改革」によって、財政面での分権の姿が示されることになり、これからのまちづくりを考える時には、地方分権が現実のものとなっていることを前提とする必要があります。また、こうした中で、国・県・市のそれぞれが果たす役割をしっかりと整理した上で、必要な領域については適切な協調・連携を志向しながら、効率的・効果的な施策を展開することも必要になります。

一方、よりよいまちづくりや暮らしの安心につながる地域レベルの活動が活発に行われる中、地域の課題を身近な地域で解決するしくみによって地域の自治・自立につなげる、いわゆる「内なる分権化」に対応していくために、市民や地域と行政との関係や役割について、しっかりと整理・再構築しておくとともに、それぞれの部門による協働の取組が今後重要性を増すことを認識しておく必要があります。

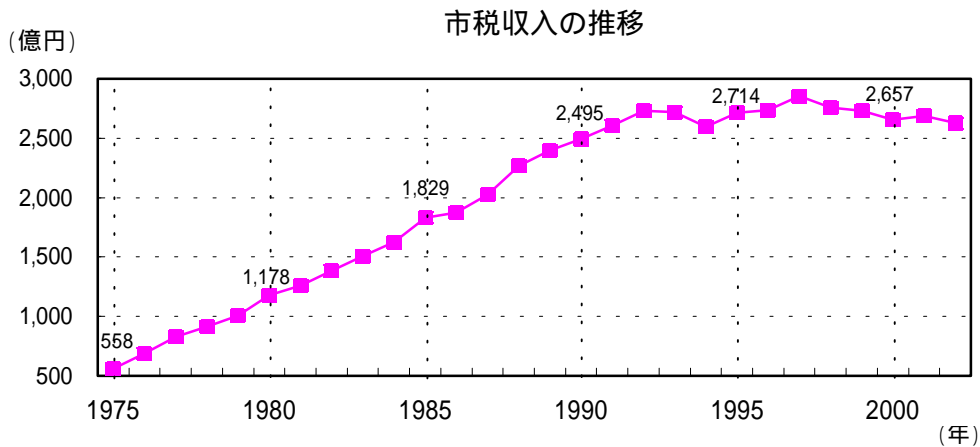
#### (4) 川崎の足跡とこれからの歩み

本市では、1992(平成4)年に「川崎市基本構想」を定めるとともに、1993(平成5)年に、2010年を目標年次とする基本計画を策定して以来、これを基本に市政運営を行ってきました。この計画は、市民の意識やニーズが多様化している中で、総合的な観点から施策を体系化するとともに、これに基づく計画的な視点からの行政執行の指針となってきたことなど、その役割を果たしてきたと評価できます。

一方で、計画策定の時期を境にして、いわゆるバブル経済が崩壊し、それ以降景気低迷が長期化したことによって、主に財源面の理由から計画事業の実行性が確保できなくなってきたことも事実です。さらに、こうした我が国全体の景気低迷の状態を打開するために実行してきた景気対策についても、十分にはその効果を発揮せず、その結果、本市の市債残高を増嵩させ、財政の逼迫を招くこととなりました。







このような厳しい財政状況の原因は、景気変動に伴う単なる一時的な税収減によるものではなく、構造的な経済問題とともに、長年持続してきた行政運営のしくみの制度疲労や少子高齢化の進行という根本的なところにあると考えられます。

こうしたことから、行財政改革の断行により、一刻も早く確かな財政基盤を確立し、市民生活の維持・向上を図ることを目的に、2002（平成14）年に、「川崎市行財政改革プラン」を策定し、川崎再生に取り組むことになり、「川崎新時代2010プラン」に掲げる計画事業については、執行方針の根本的な見直しを行うことになりました。

今後も行財政改革は継続的かつ着実に進めていくことが求められます。

こうした状況の中で、新たな総合計画は、改革によってめざす川崎再生の姿を具体的に示し、時代状況に対応した、新たな市政運営の基本方針として位置付ける必要があります。（資料3「新たな総合計画策定の考え方」参照）

## 2 市民と行政が力を合わせて取り組むまちづくりの基本目標について

今まで述べたように、本市だけでなく我が国や世界全体の社会環境は大きく変化し、社会の枠組みが成長から持続へと移行しつつあります。こうした中、人権や平和の尊重という基本原則に立脚し、川崎で活力とうるおいのある暮らしを送ることができるように、市民と行政が力を合わせて取り組む、川崎再生に向けたまちづくりの基本目標に掲げるものとして、次の3点を考えています。

### (1) 川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

我が国有数の産業集積や豊かな地域人材、首都圏に位置する地理的条件など、川崎が持つ特徴や長所をあらためて認識するとともに、その力を発揮しながらそれぞれの主体が率先して活動し、我が国や世界がめざす、将来にわたる生活の基盤となる、環境の保全と経済や社会の発展とが両立できるような持続型社会の実現に貢献することによって、国際的に存在感のあるまちづくりを進め、持続的・安定的な市民の諸活動を確保する。

### (2) 協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

市民や地域、企業とのパートナーシップに基づく協働の取組を進めるとともに、市域内にとどまらず、広域的視点を大切に、あわせて近隣自治体との協調や機能分担・補完を適切に行いながら、産業振興や都市基盤の整備、地域における福祉や教育の取組に力をあわせて取り組むことによってその成果を分かち合い、市民がいきいきとすこやかに暮らせるまちづくりを進める。

### ( 3 ) 自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

地域が主体となって地域の課題解決や身近なまちづくりを、わかりやすいしくみで進め、地域の力によって地域の魅力や個性を引き出すとともに、川崎を代表する魅力を大きく育てることによって、市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを進める。

### 3 基本目標を実現するための政策に反映すべき基本的視点について

まちづくりの基本目標を実現するために、主に行政が中心となって取り組む政策について共通的に配慮すべき基本的な視点として、次の4点を考えています。

#### (1) 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める

少子高齢化の進行や人口減少過程への移行、経済の低成長など、社会経済環境が変化する中、今なお、「成長」を前提とする旧来の考え方が浸透していますが、一刻も早く新たな時代にふさわしい価値観や行動規範を創造し、これを認め合うことが重要になります。

少子高齢社会にあっても高齢者が地域の主役として活躍できるしくみづくりに取り組んでいくことや、地球環境にも貢献する新たな環境技術を開発し普及させるなど、これからの持続型社会にふさわしい価値観に基づく取組を推進していくことが求められています。

川崎には、活発な市民活動や地域活動、我が国有数の企業の集積など、さまざまな特徴や長所があります。こうした特徴や長所を存分に発揮しながら、川崎という地域から、主体的で先駆的な取組を積み重ねることが、社会の持続可能性を確保する原動力になるものと考えます。

#### (2) 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす

川崎は、首都圏の中心部に位置し、しかも、東京と横浜という巨大消費地に隣接しているという極めて有利な地理的条件を備えています。こうした交通の利便性や潜在的な集客力などを含む優位性を十分に活かして、首都圏における本市の位置付けや果たしている役割をしっかりと認識し、近隣自治体も含めた広域的・総合的な視点から施策を展開することによって、効率的・効果的なまちづくりを進めることができると考えます。

### ( 3 ) 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する

少子高齢化の急速な進行や人口減少過程への移行など、社会構造が従来とは大きく変化し、また、かつてのような右肩上がりの成長が期待できない中、まちづくりにおいて行政が主体となって担う領域に変化が生まれてきています。

このような中では、市民や地域と行政との間の相互信頼に基づいて、しっかりとしたパートナーシップを確立し、市民や地域の自立に向けた活動を促しながら、自己決定を尊重することが必要になります。また、公平性・調和性・持続性などの観点から、新しい地域コミュニティのしくみを築きあげていくとともに、安心な暮らしを守り、保障するセーフティネットを将来にわたって維持していくことも大変重要であると考えます。

### ( 4 ) 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

限られた財源の中で、行政が取り組む施策の厳選が求められており、施策の効果を市民が実感できるかどうかということが重要なポイントとなります。そのためには、施策展開の着眼点を画一性重視から多様性重視へと転換しながら、身近な日常生活圏における課題解決に向けてきめ細やかな取組を進めることが必要になります。

さらに、こうした施策を進めるにあたっては、地域における既存のさまざまな資源や財産を有効に活用したり、行政サービスの顧客として市民は何を望んでいるのか、解決すべき課題に対して施策が有効に機能しているかなど、顧客志向を重視することが大切です。また、施策の効果を最大限に発揮するために必要な、多種多様な事業主体や事業手法の適切な選択も重要になると考えます。

## 4 基本政策の枠組みについて

まちづくりの基本目標の実現に向けて、前述の基本的視点に十分配慮しながら取り組む政策の基本的な枠組みとして、次の6点を考えています。

### 安全で快適に暮らすまちづくり

- 「市民生活における安全・快適さの実感」を重視した政策体系 -

少子高齢化の進行によって地域の環境に変化がある中、従来からの発想にとらわれず、新たな時代にふさわしい発想で、安全・快適さを生み出す施策を展開していく必要があります。また、まちづくりを担うさまざまな部門が、相互の信頼関係に基づきながらそれぞれの役割を果たす、パートナーシップを重視した施策の展開が求められます。

こうしたきめ細やかな取組を積み重ねながら、日常生活を送る上での安全・快適さをつくり出すことによって、市民の実感としての生活の安心感を提供できると考えます。

#### 「施策体系イメージ」

- ・ 快適に暮らせるまちをつくる
- ・ 安定した供給機能を提供する
- ・ 安全な暮らしを守る

#### 「今後取り組むべきと考えられる主な課題」

- ・ 身近な都市機能の充実
- ・ 自転車との共生への取組
- ・ 地域生活基盤、交通手段の整備
- ・ 良好な住環境の維持、改善
- ・ 消費生活の安全
- ・ 上水道
- ・ 下水道
- ・ 消防、救急
- ・ 危機管理、災害対策 等

## 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

- 共に支える幸福な地域社会づくりをめざした政策体系 -

高齢化の進行に伴って地域の存在感や果たす役割が大きくなる中で、市民一人一人の自立に向けた活動と自己決定を尊重しながら、共に支え、課題を解決していくという、地域における自助・共助・公助の基本的な考え方をしっかりと根付かせるとともに、地域で活動するさまざまな団体などと力を合わせ、市民生活を支援する効果的できめ細やかな施策を展開していくことが重要になります。

そして、行政の責務として、必要なセーフティネットをしっかりと維持・提供することによって、市民の安心を保障していきます。

### 「施策体系イメージ」

- ・自助・共助・公助のしくみを育てる
- ・ノーマライゼーションを進める
- ・安心な暮らしを確保する
- ・すこやかで健全な暮らしを守る
- ・地域での確かな医療を提供する

### 「今後取り組むべきと考えられる主な課題」

- ・共助社会を支える地域福祉の充実
- ・地域を支える市民活動の推進
- ・高齢者パワーの活用
- ・介護予防の推進
- ・障害者福祉
- ・生活保護
- ・ホームレスの自立支援
- ・健康づくり
- ・医療 等

## 人を育て心を育むまちづくり

- 子育てや人が学び育つための政策体系 -

地域で人を育て、人が地域を育てるという新たな価値観に基づきながら、子どもが生まれてから大人に至るまでの、教わる、教える、育ち、育てる取組を体系的に扱うことによって、わかりやすく、効果的な施策の展開を図ります。

家庭を含めた地域と行政との相互信頼に基づきながら、きめ細やかな施策を進めることによって、安心して子どもを育てられることを実感できるような地域社会をめざしていきます。

### 「施策体系イメージ」

- ・ 地域で子どもを慈しみ育てる
- ・ 生涯を通じて学び、成長する
- ・ 共に支え生きる心を育む

### 「今後取り組むべきと考えられる主な課題」

- ・ 確かな学力の育成
- ・ 地域に根ざし、開かれた、特色ある学校づくり
- ・ 学校施設の有効活用
- ・ 学校の適正規模、適正配置
- ・ 地域課題解決のための生涯学習のしくみづくり
- ・ 総合的な子育て支援
- ・ 人権
- ・ 男女共同
- ・ 多文化共生
- ・ 平和 等



## 環境を守り自然と調和したまちづくり

- 人が暮らす「環境」にかかわる政策体系 -

持続型社会を実現し、人々の暮らしを確かなものにしていくためには、「地球環境に負荷をかけない」ということが極めて大切になります。こうした環境配慮の考え方を、私たち地球に暮らす者の基本的な価値観としながら、市民や企業、そして行政が責任ある行動を進めていく必要があります。

また、生活にうるおいをもたらす環境として、緑や憩いの場を整備・確保していくことも重要であると考えます。

### 「施策体系イメージ」

- ・ 生活環境を守る
- ・ 環境配慮と循環型のしくみをつくる
- ・ 緑を守り、育てる
- ・ 農を興し、親しむ
- ・ 憩いとうるおいをつくり出す

### 「今後取り組むべきと考えられる主な課題」

- ・ 地球環境に配慮した取組（地球温暖化防止等）
- ・ 廃棄物減量化、リサイクル
- ・ 資源循環
- ・ 産業分野における環境貢献の推進
- ・ 緑の保全、創出、育成
- ・ 都市農地の保全と市民が農に親しむしくみづくり
- ・ 多摩川や臨海部を活かした水と親しむ取組 等

## 活力にあふれ躍動するまちづくり

### - 川崎のポテンシャルを活かし伸ばす政策体系 -

川崎再生の原動力となる産業の再生・振興と、これを支える都市基盤の整備を連携しながら展開することによって、それぞれの施策の相乗的な効果を追求します。

経済活動のグローバル化が進む中、世界や首都圏における川崎の位置や役割をしっかりと認識し、総合的な視点から効率的な施策を進めるとともに、広域的な連携も適切に図りながら取り組むことが必要になります。

#### 「施策体系イメージ」

- ・ 川崎を支える産業を育てる
- ・ 新たな産業の芽を出す
- ・ 臨海部から川崎の再生を進める
- ・ 都市の拠点機能を整備する
- ・ 基幹的な交通体系を構築する

#### 「今後取り組むべきと考えられる主な課題」

- ・ ものづくり機能の発展
- ・ 新産業創出
- ・ 環境関連技術の振興
- ・ 生活文化産業の振興
- ・ コミュニティビジネス
- ・ 商店街を活かしたまちづくり
- ・ 臨海部再生整備
- ・ 国際的な物流拠点の整備
- ・ 国際化される羽田空港の活用
- ・ 広域的な調和性を踏まえた拠点づくり
- ・ 広域ネットワークを重視した交通基盤
- ・ 人を惹きつける魅力的な駅周辺再開発 等

## 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくり

- 個性を活かす取組を進め地域の魅力を育てる政策体系 -

地域の課題を地域で解決するという基本的な考え方に基づいて、市民自治を拡充しながら、川崎を代表する魅力を育てるとともに、地域の個性を活かす取組を進めることによって、川崎への愛着と誇りを生み出す施策を展開します。

こうした取組は、地域での自主的な活動をはじめとして、多様な主体による事業を尊重することによって、その効果を幅広いものにしていくことが重要です。

また、地域と行政の相互信頼に基づいて、開かれた自治のしくみをつくり上げるとともに、区を中心にしながら地域の課題を解決し、その成果を分かち合うことができるような施策を展開します。

### 「施策体系イメージ」

- ・ 川崎の魅力を育てる
- ・ 川崎に集い、楽しむ
- ・ 市民自治を拡充する
- ・ 地域の個性を尊重する

### 「今後取り組むべきと考えられる主な課題」

- ・ 音楽のまちづくり
- ・ 文化
- ・ 芸術
- ・ スポーツ
- ・ 多摩川を活かしたまちづくり
- ・ 観光
- ・ 地域を支える市民活動の推進
- ・ 市民自治を拡充するしくみづくり
- ・ 情報公開、情報提供
- ・ 区を中心とした地域課題解決のしくみづくり 等

## 5 基本政策の実現に向けて

基本政策を着実に推進し、川崎再生の姿をつくり上げていくにあたって、行政が主体となってあわせて取り組むべき課題として、次の2つを考えています。

### 新たな時代を切り拓く川崎再生に向けた行財政システムの再構築

基本構想で掲げる政策の実施を通じて新たな川崎の姿をつくりあげていくために、新たな時代にふさわしい行政の姿や役割を整理し、効率的で効果的な行財政システムをめざした改革を引き続き推進していきます。

### 地域経営、自治体経営の観点からの取組

地域経営や自治体経営を重視したまちづくりに本格的に取り組んでいくため、従来の視点や手法にとらわれない、民間との適切な役割分担による新たな施策、事業の執行方法や、それを正しく評価する手法の導入などに取り組んでいきます。

# 資 料

# 中間報告における基本目標と基本政策の関係図

資料1

## 計画における現状認識

- ▶社会経済環境の変化の認識と的確な対応
- ▶分権の時代における市民と行政の役割
- ▶川崎の足跡とこれからの歩み

## まちづくりの基本目標

川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

## 政策に反映すべき基本的視点

新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める

地球社会の構成員として川崎が主体的で責任ある活動を進めるとともに、持続型社会の中でいきいきと暮らすためのよりどころとなる施策を展開する

首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす

首都圏の好位置にある川崎のポテンシャルや幅広い地域資源を活かしながら、広域的・総合的な視点に基づく施策を展開する

相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する

市民と行政との相互信頼に基づいてパートナーシップを構築するとともに、自立と自己決定を尊重しながら、それぞれの役割を適切に担う施策を展開する

市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

市民が効果を実感できるように、多様な事業主体や手法を適切に選択しながら、きめ細やかな施策を展開する

## 基本政策

安全で快適に暮らす  
まちづくり

- ◆快適に暮らせるまちをつくる
- ◆安定した供給機能を提供する
- ◆安全な暮らしを守る

幸せな暮らしを共に支える  
まちづくり

- ◆自助・共助・公助のしくみを育てる
- ◆ノーマライゼーションを進める
- ◆安心な暮らしを確保する
- ◆すこやかに健全な暮らしを守る
- ◆地域での確かな医療を提供する

人を育て心を育む  
まちづくり

- ◆地域で子どもを慈しみ育てる
- ◆生涯を通じて学び、成長する
- ◆共に支え生きる心を育む

環境を守り自然と調和した  
まちづくり

- ◆生活環境を守る
- ◆環境配慮と循環型のしくみをつくる
- ◆緑を守り、育てる
- ◆農を興し、親しむ
- ◆憩いとうるおいをつくり出す

活力にあふれ躍動する  
まちづくり

- ◆川崎を支える産業を育てる
- ◆新たな産業の芽を出す
- ◆臨海部から川崎の再生を進める
- ◆都市の拠点機能を整備する
- ◆基幹的な交通体系を構築する

地域の魅力が輝く  
自治と風格のまちづくり

- ◆川崎の魅力を育てる
- ◆川崎に集い、楽しむ
- ◆市民自治を拡充する
- ◆地域の個性を尊重する

### 基本的視点反映のポイント

- 「市民生活における安全・快適さの実感」を重視した政策体系 -

- ・地域の環境に変化がある中、新たな時代にふさわしい発想で、安全・快適さを生み出す施策を展開する
- ・まちづくりを地域との信頼関係に基づきながらパートナーシップによって進めていく
- ・日常生活を送る上での安全・快適さをつくりだすことにより、市民の実感としての生活の安心感を提供する

- 共に支える幸福な地域社会づくりをめざした政策体系 -

- ・地域の存在感や果たす役割が大きくなる中で、市民一人一人の自立に向けた活動と自己決定を尊重する
- ・共に支え、課題を解決していくという、地域における自助・共助・公助の基本的な考え方を根付かせる
- ・地域で活動するさまざまな団体など力を合わせ市民生活を支援する効果的できめ細やかな施策を展開する

- 子育てや人が学び育つための政策体系 -

- ・地域で人を育て、人が地域を育てるという新たな価値観に基づく施策を展開する
- ・家庭を含めた地域と行政の相互信頼に基づいて施策を展開する
- ・きめ細やかな施策を進めることにより、安心して子どもを育てられることを実感できる地域社会をめざす

- 人が暮らす「環境」にかかわる政策体系 -

- ・環境配慮を基調とする基本的な価値観に基づく施策を展開する
- ・環境を守るために市民や企業、行政がそれぞれ主体的に、責任ある行動を進める
- ・生活にうるおいをもたらす環境を大切に、緑を守り、育て、親しみ、憩いの場を確保する

- 川崎のポテンシャルを活かし伸ばす政策体系 -

- ・産業の再生・振興と、都市基盤の整備を連携しながら展開し、相乗的な効果を追求する
- ・世界や首都圏における川崎の位置や役割を認識した、総合的視点に基づく施策を展開する
- ・広域的な連携を適切に図りながら、多様な主体の取組により、幅広い効果を追求する

- 個性を活かす取組を進め地域の魅力を育てる政策体系 -

- ・地域の課題を地域で解決するという基本的な考え方に基づく施策を展開する
- ・川崎の魅力を育て、地域の個性を活かす取組によって、川崎への愛着と誇りを生み出す
- ・地域と行政の相互信頼に基づいて、開かれた自治のしくみを構築する

### 今後取り組むべきと考えられる主な課題

- ・身近な都市機能の充実
- ・自転車との共生への取組
- ・地域生活基盤、交通手段の整備
- ・良好な住環境の維持、改善
- ・消費生活の安全
- ・上水道
- ・下水道
- ・消防、救急
- ・危機管理、災害対策 等

- ・共助社会を支える地域福祉の充実
- ・地域を支える市民活動の推進
- ・高齢者パワーの活用
- ・介護予防の推進
- ・障害者福祉
- ・生活保護
- ・ホームレスの自立支援
- ・健康づくり
- ・医療 等

- ・確かな学力の育成
- ・地域に根ざし、開かれた、特色ある学校づくり
- ・学校施設の有効活用
- ・学校の適正規模、適正配置
- ・地域課題解決のための生涯学習のしくみづくり
- ・総合的な子育て支援
- ・人権 ・男女共同
- ・多文化共生 ・平和 等

- ・地球環境に配慮した取組（地球温暖化防止等）
- ・廃棄物減量化、リサイクル
- ・資源循環
- ・産業分野における環境貢献の推進
- ・緑の保全、創出、育成
- ・都市農地の保全と市民が農に親しむしくみづくり
- ・多摩川や臨海部を活かした水と親しむ取組 等

- ・ものづくり機能の発展 ・新産業創出
- ・環境関連技術、生活文化産業の振興
- ・コミュニティビジネス
- ・商店街を活かしたまちづくり
- ・国際的な物流拠点の整備
- ・国際化される羽田空港の活用
- ・広域的な調和性を踏まえた拠点づくり
- ・広域ネットワークを重視した交通基盤
- ・人を惹きつける魅力的な駅周辺再開発
- ・臨海部再生整備 等

- ・音楽のまちづくり
- ・文化 ・芸術
- ・スポーツ
- ・多摩川を活かしたまちづくり
- ・観光
- ・地域を支える市民活動の推進
- ・市民自治を拡充するしくみづくり
- ・情報公開、情報提供
- ・区を中心とした地域課題解決のしくみづくり 等

## 基本政策の実現に向けて

新たな時代を切り拓く川崎再生に向けた行財政システムの再構築

地域経営、自治体経営の観点からの取組

# 新たな総合計画策定スケジュール

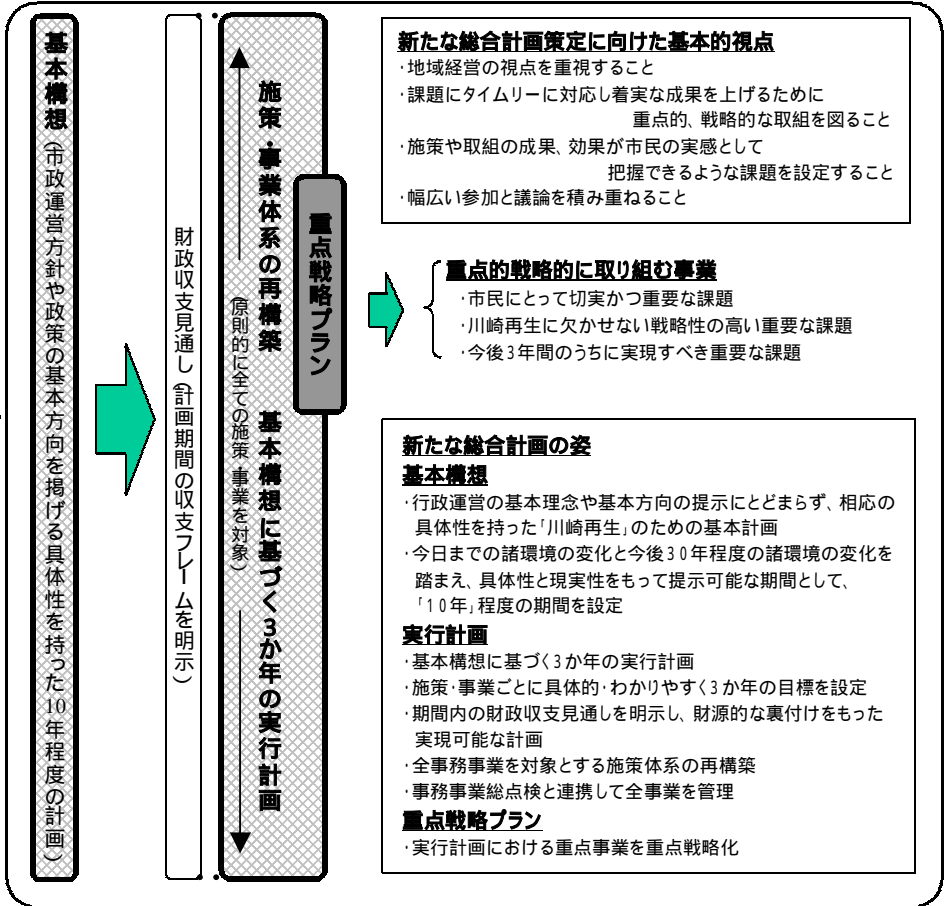
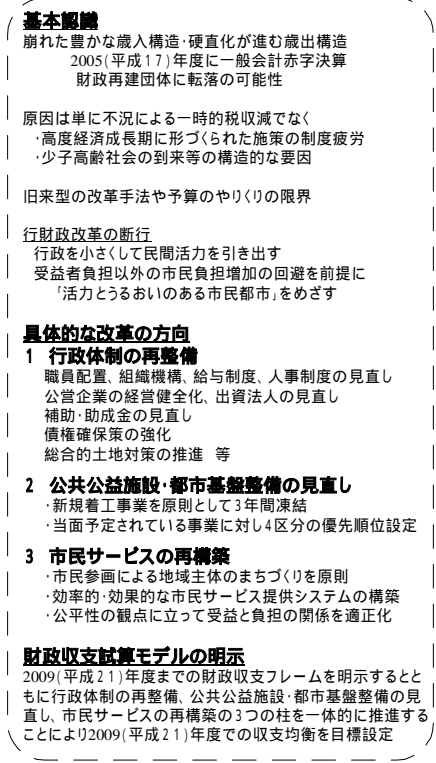
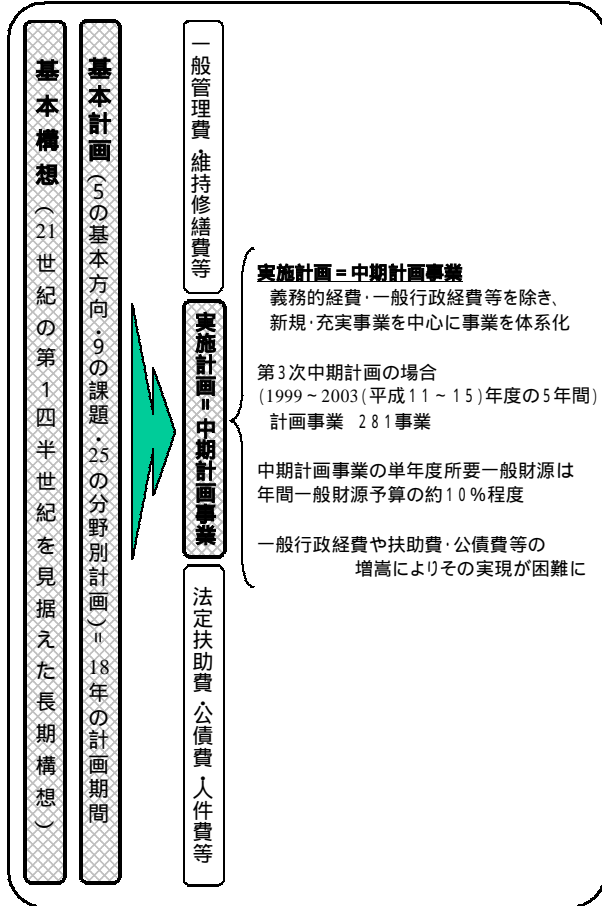
資料2

		2003年度						2004年度											
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体								中間報告			基本構想素案 公表			基本構想案 公表				実行計画 重点戦略プラン 公表	
議会 (開催予定)									市議会			市議会		市議会 (基本構想議案上程)				市議会	
策定支援体制	策定検討委員会	第1回	第2回	第3回 第4回	第5回 第6回	第7回													
	市民会議	第1回	第2回 第3回	第4回 第5回	第6回 第7回	第8回													
庁内体制	策定推進本部	第1回						第2回											
	推進幹事会	第1回	第2回 第3回	第4回	第5回 第6回														
タウンミーティング								市民説明会			タウンミーティング (素案を踏まえた市民意見聴取)								
ネット活用による 情報発信・意見聴取 (ホームページ)																			

## 現行総合計画 (1992(平成4)年・1993(平成5)年)

## 行財政改革プラン (2002(平成14)年)

## 新たな総合計画 (2005(平成17)年予定)



**計画の特徴**

- ・多様な市民参加や基本構想の議決などにより本市の将来像や施策の基本方向等について、市民との合意形成や認識の共有化を図ったこと
- ・市民の意識やニーズが多様化している中で、総合的な観点から施策の体系化を図ったこと
- ・総合的、計画的な視点からの行政執行の指針となってきたこと

行財政改革プランの策定へ

・現行の市民負担で現行のサービス水準を維持することは困難  
・小出しの部分的改良を加えた程度では川崎市の再生はあり得ない状況

**社会環境の急激な変化と計画の課題**

- ・高度経済成長の崩壊と景気低迷の長期化
- ・少子高齢社会の急速な進行 等
- ・計画事業の実施事業費と財政收支見通しとの整合不足
- ・計画外事業の把握不足(一般行政経費、扶助費、公債費等の増高)
- ・計画事業投入可能一般財源が不明確
- ・計画事業の実現可能性が不明確

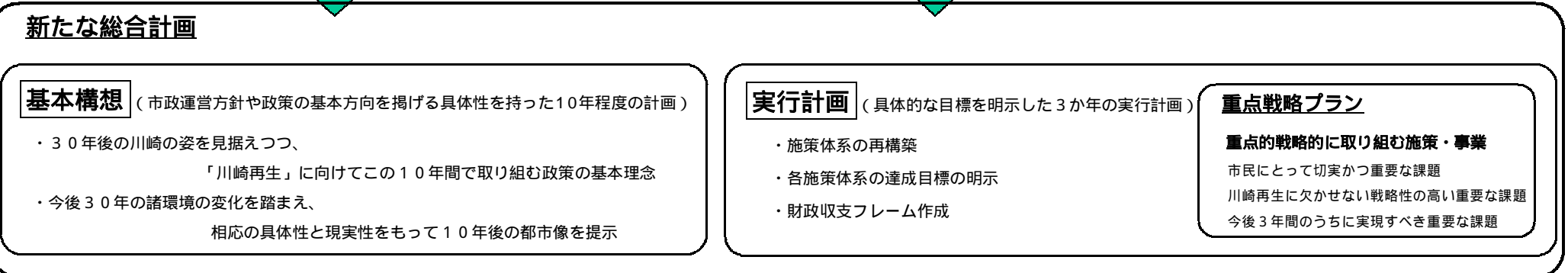
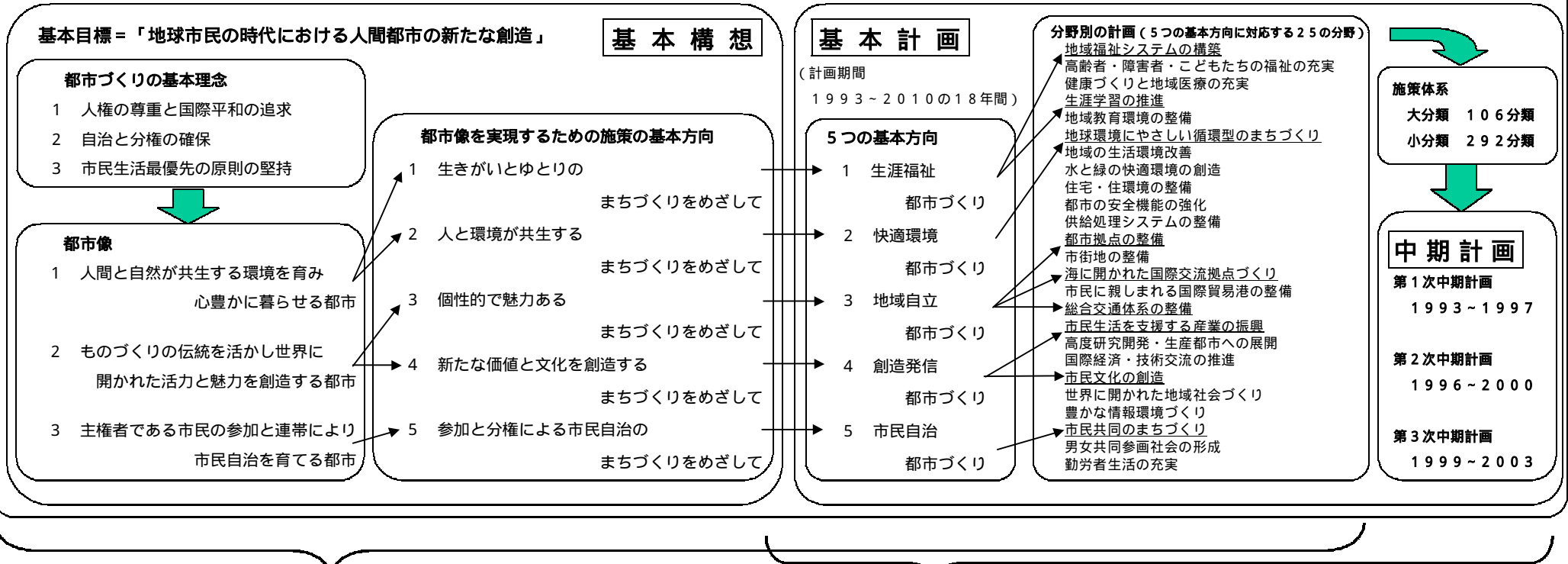
### 現行総合計画と新たな総合計画との比較

現行総合計画	新たな総合計画
<b>基本構想の計画期間</b> (21世紀の第1四半世紀)	<b>基本構想</b> (10年程度)
<b>基本計画の計画期間</b> 1993(平成5)年度 ～2010(平成22)年度の18年間	<b>実行計画</b> 2005(平成17)年度～ 2007(平成19)年度の3年間
<b>実施計画作成と期間</b> 5年間で計画期間とする中期計画を作成 (環境変化に合わせ適宜ローリング)	<b>重点戦略プランの策定</b>
<b>重要事業の重点戦略化</b> (第3次中期計画に重点計画事業55を掲出)	



# 現行総合計画と新たな総合計画の構造・構成の比較

(参考) 現行総合計画における基本構想 = 基本計画 (基本構想: 1992(平成4)年策定 基本計画: 1993(平成5)年策定)



## 川崎市総合計画策定検討委員会 検討経過

- 第1回 平成15年10月31日  
議題 (1) 新たな総合計画の基本方針について  
(2) 新たな総合計画策定の進め方について  
(3) 川崎市の現状と課題について
- 第2回 平成15年12月5日  
議題 (1) タウンミーティング開催結果について  
(2) 新たな総合計画の基本的考え方について  
(3) 今後のスケジュールについて
- 第3回 平成16年1月28日  
議題 (1) 川崎市の将来人口推計等について  
(2) 産業・経済のあり方について
- 第4回 平成16年1月30日  
議題 (1) 市民サービスと今後の地域社会のあり方について
- 第5回 平成16年3月24日  
議題 (1) 都市構造と総合交通体系について
- 第6回 平成16年3月29日  
議題 (1) これまでの議論のまとめについて
- 第7回 平成16年4月11日(策定検討委員会・市民会議合同会議)  
議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について  
(2) 総合計画策定作業中間報告に向けて

## 川崎市総合計画市民会議 検討経過

- 第1回 平成15年11月1日  
議題 (1) 新たな総合計画の基本方針について  
(2) 新たな総合計画策定の進め方について  
(3) 川崎市の現状と課題について
- 第2回 平成15年11月29日  
議題 (1) 「運営方針」及び「議事内容」について  
(2) 総合計画策定検討委員会への出席方法について  
(3) 座長の選出について  
(4) 「市民会議電子会議室」について
- 第3回 平成15年12月13日  
議題 (1) 3月までに到達する目標の設定について  
(2) 川崎の将来像に関するイメージ共有について  
(3) 電子会議室について
- 第4回 平成16年1月17日  
議題 (1) 自立・福祉(子ども、高齢者、弱者、健康、活力)
- 第5回 平成16年1月31日  
議題 (1) まちづくり(自然・インフラ)
- 第6回 平成16年2月28日  
議題 (1) 自治(市民参加、他市、日本の中で)
- 第7回 平成16年3月13日  
議題 (1) テーマ別のまとめ  
自立・福祉(子ども、高齢者、弱者、健康、活力)  
まちづくり(自然・インフラ)  
自治(市民参加、他市、日本の中で)  
(2) 基本構想・総合計画に向けて、振り返り
- 第8回 平成16年4月11日(策定検討委員会・市民会議合同会議)  
議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について  
(2) 総合計画策定作業中間報告に向けて

## 総合計画策定庁内体制 検討経過

### 1 総合計画策定推進本部会議

第1回 平成15年10月21日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定について  
(2) 計画策定スケジュール  
(3) 計画策定に向けた庁内体制及び策定支援体制  
(4) タウンミーティングの開催について

第2回 平成16年4月20日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について

### 2 調整会議

第1回 平成16年1月27日

- 議題 (1) 川崎市の将来人口推計等について  
(2) 産業・経済のあり方について

第2回 平成16年1月29日

- 議題 (1) 市民サービスと今後の地域社会のあり方について

第3回 平成16年3月23日

- 議題 (1) 都市構造と総合交通体系について

第4回 平成16年3月29日

- 議題 (1) これまでの議論のまとめについて

第5回 平成16年4月8日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について

第6回 平成16年4月15日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について

### 3 推進幹事会

第1回 平成15年10月23日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定について  
(2) 計画策定スケジュール  
(3) 計画策定に向けた庁内体制及び策定支援体制について  
(4) 総合計画の策定に係る事務作業について

第2回 平成15年12月8日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定にかかる各種調査依頼について

第3回 平成15年12月17日

- 議題 (1) 川崎市の将来人口推計について  
(2) タウンミーティングでのアンケート集計結果について  
(3) 市民会議の開催結果について  
(4) 県の総合計画に対する意見聴取について

第4回 平成16年2月12日

- 議題 (1) 策定検討委員会の開催状況について  
(2) 市民会議の開催状況について  
(3) 今後の取組みについて

第5回 平成16年4月7日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定について  
(2) 策定検討委員会・市民会議の開催状況について  
(3) 今後の取組みについて

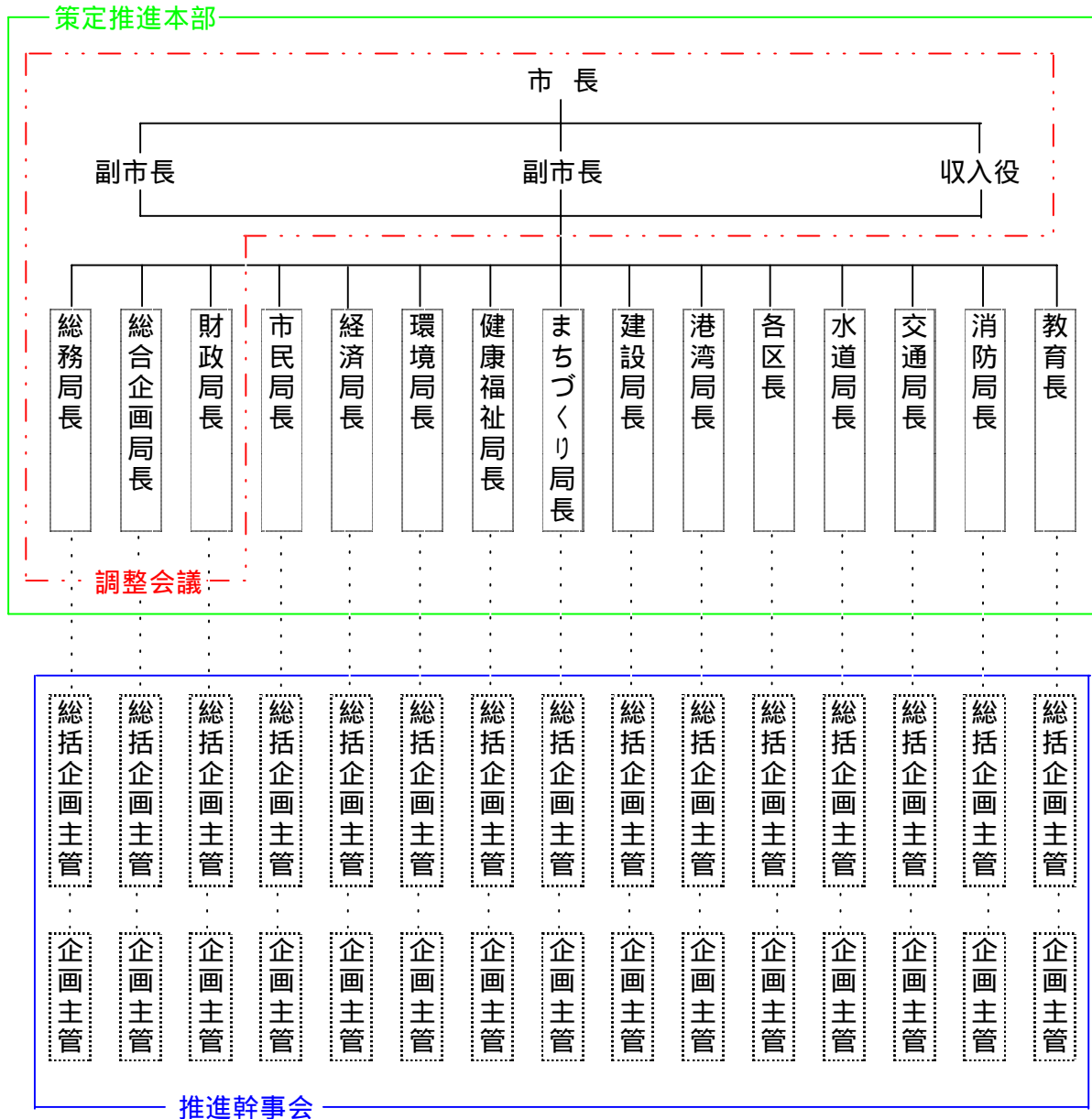
第6回 平成16年4月20日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について

# 総合計画策定庁内体制

## 設置目的

市政運営の基本的な方針や政策の基本方向を明らかにするため、本市の総合的な計画の企画及び立案を行い、当該計画に基づく施策の総合的な調整を行うため、総合計画策定推進本部等を設置する。



## 総合計画策定作業中間報告

(問い合わせ先)

川崎市総合企画局企画部企画調整課

TEL 044 - 200 - 2027

FAX 044 - 200 - 3798

E-mail [20kityo@city.kawasaki.jp](mailto:20kityo@city.kawasaki.jp)

